

遠別町長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町長が町政執行のため町を代表して外部と交際する場合に支出する交際費の適正かつ公正な支出を図るため、その支出基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝金 町政の振興に関わる団体・個人の慶事、祝賀会のお祝いに係る経費
- (2) 弔慰費 葬儀又は法要における香典及び供物等の弔慰に係る経費
- (3) 見舞金 町政と密接な関係にある者への見舞い、罹災に伴う見舞い及び義援金等に係る経費
- (4) 渉外費 外部との意見交換、折衝又は謝礼等に係る経費
- (5) 懇談費 町政の振興に資する意見交換、情報収集等の参加に係る経費
- (6) 協賛金等 町政の円滑な遂行又は活性化の奨励等から必要とされる事業及び催しへの参画、参加及び支援に係る経費
- (7) 激励金 本町の公益性や名声を高める団体・個人の激励に係る経費
- (8) その他 前各号に定めるもののほか、お土産、記念品等町政遂行上特に外部との交際を要すると認める経費

(交際費の公表)

第3条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 前条第1項各号に掲げる支出区分の別
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、支出内容について当該支出相手方の個人名等は公表しないものとする。

(公表の時期)

第4条 交際費の公表は、毎月行うものとし、支出した月の翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 交際費の公表は、総務課において閲覧に供するとともに、町のホームページに掲載する。

(基準の改正)

第6条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項は、町長がその都度定める。

附 則

この基準は、平成31年1月1日から施行する。